

○和泉短期大学 障がいのある学生等の修学支援に関する規程

制定 2014 年 5 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規程は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、その他の法令の定めに基づき、和泉短期大学（以下「本学」という。）の、障がい等により合理的配慮を要する学生（以下「障がいのある学生等」という。）への支援を、建設的対話による相互理解を旨として実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「障がいのある学生等」とは、次に該当する学生をいう。

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けており、障がいのある学生等修学支援委員会（以下、「委員会」という。）に診断書または障害者手帳等を提示した本学学生。
- (2) 上記以外の疾患を有し、本人が支援を受けることを希望し、委員会に診断書等を提示した本学学生。

(原則)

第 3 条 この規程が定める支援または合理的配慮は、障がいのある学生等とそれ以外の学生との間で、単位認定及び成績評価の基準に差をつけることを目的としない。障がいのある学生等とそれ以外の学生の単位認定、及び成績評価の基準は平等であるという原則のもとで、障がいのある学生等からの申請に基づいて、受講及び試験等における合理的配慮を必要に応じて講じるものである。

(障がいのある学生等修学支援委員会)

第 4 条 障がいのある学生等の支援に関する事項を審議するため、障がいのある学生等修学支援委員会（以下、「委員会」とする。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 申し出に対する支援の必要性に関すること。
- 二 障がいのある学生等の支援のための具体的方策に関すること。
- 三 障がいのある学生等の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること。
- 四 障がいのある学生等に係る施設整備に関すること。
- 五 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- 六 その他障がいのある学生の支援に関し必要な事項。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 教務部長
- 三 実習サポートセンター長
- 四 学生支援ユニットリーダー
- 五 当該障がいのある学生等の属するグループアドバイザー
- 六 スクールソーシャルワーカー
- 七 その他学長が指名する者

4 前項第一号から第四号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員会には委員長を置くこととし、学長が任命する。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 委員会は、障がいのある学生等への支援の検討に必要な書面（障害者手帳、診断書等）の提出を求めることができる。

9 委員会に関する事務は、学生支援ユニットが行う。

(責務)

第5条 学長は、障がいのある学生等に対し、学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がいのある学生等の支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障がいのある学生に対し、学生の権利利益を侵害することのないよう、委員会が定めた具体的支援を可能な範囲で実施し、及び合理的配慮を提供しなければならない。

(支援の申出)

第6条 障がいのある学生等は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 申し出先は、学生支援ユニットとする。

3 支援の申し出を受けた学生支援ユニットは、申し出内容に応じて、学生のニーズと意思について十分な聴き取りを行うとともに、建設的対話による相互理解に努める。またその際、必要に応じて、保証人の同席を求めることができる。

(支援内容の策定)

第7条 学生支援ユニットは、学生からの支援の申し出内容を委員会に報告する。

2 委員会は、学生のニーズと意思を十分尊重した上で、個別の支援内容を策定し、学生支援ユニットに報告する。

3 学生支援ユニットは、当該学生に対し支援内容についての十分な説明の機会を設け、支援内

容に関する共通理解及び合意の形成に努める。

(支援内容の決定)

第8条 支援内容は、当該学生の同意を得て決定し、学生支援ユニットが書面にする。

2 決定内容書面は、学生支援ユニットから教育・学習支援ユニットに通知する。

3 教育・学習支援ユニットは、当該学生が履修している科目に応じて必要枚数複写し、学生本人に手渡す。

4 決定内容書面を受け取った学生は、自ら当該科目の担当教員に手渡す。ただしその際、必要に応じて教職員が同席することは妨げない。

(相談対応)

第9条 スクールソーシャルワーカーは、当該学生から状況を聴き取るなどして適宜相談に応じ、具体的支援が円滑に行われているかを確認する。仮に不十分であれば必要な調整を図る。

(秘密の保持)

第10条 障がいのある学生等の支援に従事する者、または具体的支援にかかる事務に従事していた者は、当該学生の支援に必要な場合を除いて、正当な理由なく、当該学生及び学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、委員会の発議により教授会の審議を経て、理事会で決定される。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の発議により教授会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、2014年5月24日より施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日より施行する。